内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条第七項	国外財産に係る所得税		
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条の三第一項	所得税（財産債務に係る所得税等	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税（財産債務に係る所得税等	
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条の三第二項	財産債務に係る所得税等	財産債務に係る所得税等	
法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十一条の二	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
法人税法第六十九条の二第一項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財確法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令
法人税法第百四十二条の六の二	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額	
法人税法第百四十四条の二の二第一項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	、復興財確法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令
地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条の二第一項	法人税法	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この条において「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	ときは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。次項において「復興財確法」という。）第十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの

地方法人税法第十二条の二第二項	法人税法	特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法		
	つき同法	ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず		
地方法人税法第十二条の二第四項	法人税法	特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法		
	同法	特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法		
相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十四条第二項	所得税	所得税、防衛特別所得税		
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の三	及び同法	、同法		
	の合計額	、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この条において「復興財確法」という。）第十四条第一項の政令で定めるところにより計算した金額、同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の十一第一項の政令で定めるところにより計算した金額及び同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額の合計額		
	ときは	ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの条の規定にかかわらず		
地方税法第三百十四条の八	及び同法	、同法		
	控除限度額並びに	控除限度額、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「復興財確法」という。）第十四条第一項の政令で定めるところにより計算した金額、同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の十一第一項の政令で定めるところにより計算した金額及び同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額並びに		
	ときは	ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの条の規定にかかわらず		
地方税法第七百三十四条第三項	第二款	第二款（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）		
	同項第二号	前項第二号		
地方税法第七百三十六条第三項	第三章第一節（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含み、			